

飛驒の戦国時代と飛越の江馬氏関連の城館

大下 永（飛驒市教育委員会 学芸員）

1. 飛驒の戦国史（概要）

※詳細は大下 2022a・b を参照

○守護と飛驒の領主たち

- ・飛驒守護＝京極氏。近江が本拠で、飛驒の他に出雲・隠岐など複数の守護を兼ねた。当主筋が飛驒に所在した記録は無い（被官人・国人領主による統治）。
- ・高原郷の領主として江馬氏。殿村の下館を本拠とした。
- ・古川盆地に飛驒国司家の姉小路氏。古川・小島・向（後の小鷹利）に分家。
- ・戦国時代、守護被官であったとされる三木氏が飛驒南部で勢力拡大。
- ・その他に、白川郷に内ヶ島氏、広瀬郷（現：高山市国府町）に広瀬氏など。

○戦国史（16世紀＝1500年代）

- ・姉小路氏が衰退し、三木氏の勢力拡大。永禄3年（1560）、古川家の名跡を三木良頼が継ぐ。16世紀後半になると、益田郡・古川・高山を含む広い範囲が三木氏の傘下。
- ・江馬氏、内ヶ島氏はそれぞれの領域を保持。
- ・16世紀後半、飛驒の武将は上杉・武田・織田といった国外勢力との対応に追われる。
- ・永禄7年（1564）夏、武田勢が飛驒に侵攻【史料3～8】。上杉勢が川中島に出馬することで、武田勢も飛驒から撤退（第5次 川中島の戦い）。この際、飛驒勢は武田方に江馬時盛がつき、上杉方に江馬輝盛・三木良頼がつく。また、越中衆が上杉方として介入。
- ・天正10年（1582）.10、八日町の戦い（江馬輝盛 VS 三木自綱）。江馬輝盛が討ち死にし、江馬勢が敗北【史料40】。その後も江馬氏は後継の時政が領主として活動【史料41・42】。
- ・天正13年（1585）.閏8、三木氏が佐々成政に合力したとして、秀吉より討伐の命を受けた金森長近が飛驒に侵攻。その際、金森長近が「高原江馬知行分」に禁制を出す【史料44】。金森氏は三木氏を滅ぼし、後に飛驒を拝領。その後、江馬氏の記録も途絶える。

2. 飛驒の武将が在城したと伝わる越中の城 【図1・2】

＜常願寺川流域＞＝江馬系

- ・中地山城…江馬家臣・河上中務丞富信が在城と伝わる。
- ・論田山城（小見城）…『三州志』等の地誌に記録なし。城館報告書等で江馬方が在城と推定（高岡1990・富山県埋蔵文化財センター2006・佐伯2011）。

＜神通川流域＞＝三木系

- ・猿倉（船倉）城、梅尾（戸川）城、岩木砦、津毛城（福澤城）、今泉城
…『三州志』に塩屋筑前守、三木秀綱、小島三八郎等の在城と記される。

3、史料に見える飛驒の武将と越中・上杉謙信の関係（江馬氏を中心に） ※「関連年表」参照

- 永正 17 年(1520)？. 5. 25 河上縫殿助久能より古志長尾家臣・庄田内匠助に書状【史料 1】。
→【参考記載】越後国古志郡（現在の新潟県長岡市周辺）に拠点を置く河上氏の活動。
- 永禄 7 年(1564). 10 武田軍の飛驒侵攻直後、上杉輝虎から河上式部丞（富春）へ【史料 7】、
河田長親から河上中務丞（富信）へ書状【史料 8】
→河上富信・富春を通じ、江馬輝盛と上杉謙信の関係構築か。
- 永禄 8 年(1565). 6. 10 河上綱通が吉野・庵谷・笹津の牛荷の通行を許可【史料 11】
→神通川沿いの通行権を河上氏（江馬氏）が管理か（その後、塩屋氏に移る）。
- 永禄 12 年(1569). 2 上杉輝虎、塩屋筑前守（秋貞）を通して三木良頼と連絡【史料 12】
→飛越国境付近に塩屋秋貞が滞在か。
- 元亀 1 年(1570). 8. 10 上杉輝虎、村上国清に飛驒勢への要望を伝える【史料 20】。
・三木良頼は自身の城を明け渡し、**新庄城**へ移り、**樫ノ木城**にも在番するように。
・輝虎上洛の際、飛驒勢は越前北庄まで罷り出るように。
・良頼の証人（人質）として塩屋秋貞・馬場才右衛門尉が差し越す（これは済か）。
→輝虎は三木良頼に大きな期待を寄せた。
- 元亀 2 年(1571). 4. 22 上杉軍に参陣していた塩屋秋貞が急遽退き、**猿倉城**を普請【史料 21】。
- 元亀 3 年(1572). 9. 17 江馬輝盛・和仁備中守が**新庄城**の上杉軍に参陣【史料 24・25】。
直後、輝盛は上杉氏に断りなく帰国【史料 26】。三木良頼は重病のため参陣せず、息子の自綱を参陣させると連絡あり【史料 27】。11 月、良頼が死去（「公卿補任」）。
→江馬輝盛は新庄城に着陣したが、すぐに帰国し越後勢の不興を買う。
→三木氏は、良頼→自綱の代替わりを契機として織田方へ転じる。
- 天正 4 年(1576). 8 上杉謙信、越中・能登に出馬。**榎尾城**・増山城・湯山城を占拠し、越中を平定。この際に、飛驒口 2ヶ所に砦を取り立てる【史料 31】。
→飛驒口 2ヶ所は**猿倉城**・**榎尾城**か。塩屋氏・三木氏は上杉謙信と敵対関係か。このころには塩屋氏（三木氏）は越中から完全に撤退。
- 天正 5 年(1577). 閏 7 上杉謙信、江馬家臣・河上強内（定次）を通して江馬輝盛に連絡【史料 32・33】。→江馬氏は継続して上杉方。
- 天正 6 年(1578). 3 上杉謙信死去。同 4 月、織田信長が神保長住に越中制圧を命じ、三木自綱に協力を依頼、長住は飛驒経由で越中に入国【史料 34】。6 月 28 日、高原で三木氏と江馬氏が戦いか【史料 35】。
→三木自綱は織田方として神保長住に協力。その際、江馬氏が上杉方であったことによる対立が表面化して飛驒で戦いが起こった可能性あり。
- 天正 10(1582). 2 江馬輝盛、織田家臣・矢部善七郎に信長への取り成しを依頼【史料 39】。
→江馬輝盛も織田方へ転じる（越中をめぐる情勢も織田勢が圧倒的に優位）。
- 天正 10. 2~11(1583). 7 ごろ 塩屋某（秋貞か）、城生城主・斎藤信利の軍と戦い、猪谷付近で攻め滅ぼされる【史料 43】。

→本能寺の変の後、越中の混乱に飛越境にいた塩屋秋貞が巻き込まれたか。斎藤氏が上杉方の時期であるため、塩屋（三木）氏は佐々成政方であったと想定。

○天正12(1584).10～13(1585).7 佐々成政の軍勢が「高原の城」の江馬氏を攻める。

江馬氏は城を明け渡して「岩屋堂」（上室の岩井戸か）に籠る【史料43】。

→江馬時政は上杉の方であったか（三木氏は佐々成政方）。

○天正13年(1585)閏8月、金森長近の飛騨侵攻。「高原江馬知行分」に宛てた禁制【史料44】

→江馬氏はこの時期まで存続。長近からは三木氏の一派とみなされていない。

4、飛騨の武将の越中進出・在番記録まとめ（人物ごと）

<江馬氏>

- ・**江馬輝盛** 永祿7年～天正10年の江馬氏当主。基本的に上杉方であったが、武田方とも無関係ではなかった【史料2・10】。元亀3年9月、三木良頼の名代として、新庄城の上杉軍に参陣するが、10月に帰国する【史料24・26】。天正6年、謙信死去後も上杉方であったが、天正10年には、織田方に転じる【史料39】。同年10月、八日町の戦いで三木自綱と戦い、討死【史料40】。後継者として江馬時政の活動が史料で確認できる【史料41・42】。
- ・**江馬時盛** 輝盛の前代で父とされる。永祿7年の武田勢の飛騨侵攻にあたって武田方となるが、直後に和睦して上杉輝虎に誓紙提出【史料7・8・9】。以後活動記録なし。
- ・**河上中務丞（富信）** 江馬家臣。中務少輔とも。上杉氏とのやりとりで、河上富春とともに江馬方の使者・直接の窓口として活動（まとめを参照）。
- ・**河上式部丞（富春）** 江馬家臣。式部少輔とも。河上富信とともに上杉氏とのやりとりで使者・直接の窓口として活動（まとめを参照）。
- ・**河上伊豆守** 江馬家臣。永祿～元亀年間の上杉氏とのやりとりで記録に見える。
- ・**河上強内（定次）** 江馬家臣。元亀～天正年間の上杉氏とのやりとりで記録に見える。
- ・**和仁備中守** 江馬家臣。元亀3年9月、江馬輝盛とともに新庄城の上杉軍に参陣【史料25】。

【江馬氏まとめ】

- ・江馬氏や河上氏が越中の城（中地山城等）に在城したことを示す同時代の記録は無い。
- ・江馬輝盛の越中在番が確認できるのは1度（元亀3年9月～10月。謙信第7次出馬）。
- ・重臣の河上氏の同行に注目すると、上杉氏との音信は河上富信・富春が仲介となって、本拠所在の河上氏（伊豆守・左衛門尉・定次）にやりとりしている様子が分かる。
 - 【史料15】（永祿7～12）10月 上杉輝虎→河上富春→河上左衛門尉→（江馬輝盛）
 - 【史料22】（元亀2年）6月 上杉謙信→河上富信→河上伊豆守→（江馬輝盛）
 - 【史料28・29】（元亀4年）4月 江馬輝盛→河上富信→河田長親
- ・河上富信・富春は中継役として一時的に越中または飛越国境付近に滞在していた可能性あり。
- ・とりわけ河上富信は、後に越中衆となる唐人親広の知行獲得について、河田長親に仲介【史料45】。→単なる江馬氏の使者に留まらない役割

- ・河上氏の越中滞在が文献史料から想定できる上限は永祿7年頃（武田勢の飛騨侵攻に連動して関係が構築されたか）。下限は元龜4年4月頃まで（※）（河上富信が越中滞在中か）【史料28・29】。→これ以降の史料からは、河上氏が仲介役として確認できなくなる。

※天正6年の謙信死去までの説もあり（高岡1990）。

- ・天正12年頃には、河上富信・富春ともに江馬氏の本拠付近に所在していたと想定【史料42】。
- ・【結論】永祿7年から元龜4年までの期間、河上氏（富信・富春）が越中国内で活動していた状況が文献史料から想定できる。

<三木氏>

- ・三木良頼 天文23年～元龜3年の三木氏当主。良頼の代、三木氏は上杉方であった。上杉謙信は良頼について、新庄城に移るべきなど、越中情勢で一時期に期待を寄せていた【史料20】。
- ・三木自綱 良頼息子で元龜3年～天正11年の三木氏当主。父の死後、織田方としての立場を鮮明とする。本能寺の変後は佐々成政と結ぶ。天正10年、八日町の戦いで江馬輝盛を敗死させ、家督を秀綱に譲る。成政と結ぶことで秀吉と手切れとなり、天正13年の飛騨侵攻を招く。
- ・塩屋筑前守（秋貞） 三木家臣。上杉氏とのやりとりで直接の窓口となる。元龜元年8月、良頼の証人として馬場才右衛門尉とともに越中の上杉方へ赴く【史料20】。元龜2年4月、上杉軍より退いて猿倉城を普請【史料21】。天正11年頃、猪谷付近で城生城主・斎藤信利の軍勢と戦い戦死か【史料43】。
- ・牛丸備前守 三木氏傘下の武将。元小鷹利家臣か。永祿11年ごろ椎名康胤方から三木良頼に対し、武田方へ応じるよう取りなしを依頼される。良頼時代の越中勢力との窓口の一人。元龜4年、上杉家臣・河田長親より越中婦負郡富崎村の知行を宛行われる。天正9年頃、織田家臣・堀秀政より「辻堂城」（現：富山市辻ヶ堂か）の戦いの戦功を賞される（いずれも【秋田藩家蔵文書】より）。飛騨から越中に活動拠点を移した武将か。

【三木氏まとめ】

- ・三木氏は良頼の代が越中進出の最盛期。上杉謙信から飛騨の武将の筆頭として評価。
- ・塩屋秋貞は良頼段階では越中に在番。猿倉（+梅尾城）を押さえていた時期がありそう。
- ・自綱の代になると織田方につき、上杉謙信と敵対。天正4年の謙信出馬（第10次出馬）の際、敵対していた三木氏の備えとして飛騨口の2か所（猿倉城と梅尾城か）を押さえる。このころまでには三木氏の勢力圏は猪谷付近まで後退か。
- ・塩屋秋貞の越中での活動が想定できる時期は、秋貞が越中に証人として派遣された元龜元年から、三木良頼が死去する元龜3年末までか（上杉家臣が信玄死去の報告を塩屋秋貞に求める元龜4年時点では越中に滞在していなかったと想定される）。
- ・牛丸備前守は飛騨から越中に活動拠点を移す（古川盆地では同時期に牛丸相模守という人物の活動記録あり）。やがて向宣政と同じく佐竹氏に仕えるようになったか。

5、立地と縄張りから見る中地山城と論田山城 【図3・4】

- ・両城ともに富山平野から常願寺川を辿って有峰方面（ウレ往來）へ向かう入口を押さえる。
- ・中地山城は全体的に堅固とは言いが、長大な横堀（内堀・外堀）が存在する。越中の山城には見られない特異性と巨大な堀切を山城に設ける「江馬氏らしさ」が垣間見える。江馬氏の下館や東町城に見られる居館周囲の堀のような構造。
- ・論田山城は土塁と切岸を駆使して城全体を防御している。その点は傘松城に類似する。「中地山城の詰城」と伝わる通り、より軍事的な城と言える。
- ・両城ともどちらかと言うと飛騨方面ではなく、富山平野・芦峯寺方面を敵正面とする。
→越中に進出していた河上氏がこの2城に一時期在城していたという想定は可能。

6、まとめと課題

- ・江馬氏や河上氏、三木氏や塩屋氏といった飛騨の武将が、16世紀後半のある時期に越中に進出したことは、同時代の文献史料から事実として確認できる。これらは、上杉謙信の越中出馬に関連して捉えることができる。さらに、武田や織田といった他の列強勢力とのバランスや武将の代替わりなどの政治情勢で撤退・敵対するなど変化した様子が分かる。
- ・築城について、三木氏は家臣の塩屋秋貞が神通川沿いの猿倉城を普請した記録が残る（付近の榎尾城等も想定可）。
- ・江馬氏は在城の記録が残っていないが、文献史料から河上富信や富春が飛越国境付近にいて、上杉氏と江馬氏本拠の中継を担った状況が想定できる。
- ・さらに立地関係から、塩屋氏と競合せず、高原郷からの越中への出入りが明確な常願寺川沿いの中地山城・論田山城といった拠点を維持していた可能性は高いと言える。
- ・時期や築城等の実態をより具体的に検討するためには、城郭史・考古学・歴史地理学等、多角的な視点で各事例を検討する必要がある。
- ・天正12～13年に起こったとされる佐々成政軍の高原攻めは、このころの飛騨の情勢を検討するうえで重要。三木氏と江馬氏は最後まで上杉氏への対応に違いがある。果たして飛騨一円が三木氏の勢力下であったと言えるかどうか、より多角的な検証が必要。佐々成政のさらさら峠越えのルートを考える上でも、当時の飛騨の情勢はより細かく検証する必要があるのではないだろうか。

<参考文献>

- 大下永 2022a「文献史料に見る江馬氏の歴史」『天地を翔ける—江馬氏城館跡のすべて—』飛騨神岡街づくり実行委員会
- 大下永 2022b「古川盆地の歴史の変遷」『姉小路氏城館跡—総括報告書—』飛騨市教育委員会（第3章第3節）
- 神岡町 1972『神岡町史』（史料編上巻）

- 岐阜県 1969・1972・1973・1999『岐阜県史』(史料編古代・中世一)・(古代・中世二)、(史料編古代・中世四)・(史料編古代・中世補遺)
- 佐伯哲也 2011『越中中世城郭図面集Ⅰ』桂書房
- 上越市 2002『上越市史 資料編3 古代・中世』
- 上越市 2003『上越市史 別編1 上杉氏文書集一』
- 上越市 2004『上越市史 別編2 上杉氏文書集二』
- 高岡徹 1987「越中城生城と斎藤氏について」『城生城跡の調査—富山県八尾町城生所在の中世山城調査報告—』八尾町教育委員会
- 高岡徹 1990『富山県大山町中世城館調査報告書』大山町教育委員会
- 高橋義彦 1928『越佐史料』(巻四)、三秀舎
- 竹井英文 2017『《史料紹介》石川県立図書館蔵「山崎家土軍功書」』『東北学院大学東北文化研究所紀要』49号)
- 谷口研語 2007『飛騨・三木一族』新人物往来社
- 都竹清隆 2018「江馬氏の戦国末越中中地山城館経営試論」『飛騨の中世』第9号
- 富田周景著・日置謙校 1973『重訂 越登賀三州志』石川県図書館協会(富田周景著『越登賀三州志』(江戸時代後期))
- 富山県埋蔵文化財センター2006『富山県中世城館遺跡総合調査報告書』
- 富山県 1980『富山県史 史料編Ⅱ 中世』
- 富山県 1980『富山県史 史料編Ⅲ 近世上』
- 富山市郷土博物館 2017『富山市郷土博物館特別展 謙信 越中出馬』
- 丹生川村 1997『丹生川村史』(資料編1)
- 萩原大輔 2013「「佐々成政のさらさら越え」ルート私考—村上義長の動向を糸口として—」『富山史壇』第172号、越中史壇会
- 萩原大輔 2019「佐々成政の富山浜松往復と安曇郡」『信濃』第71巻12号、信濃史学会
- ふるさと神岡を語る会 2013『ふるさと調べ第18集 神岡の街道(四)』

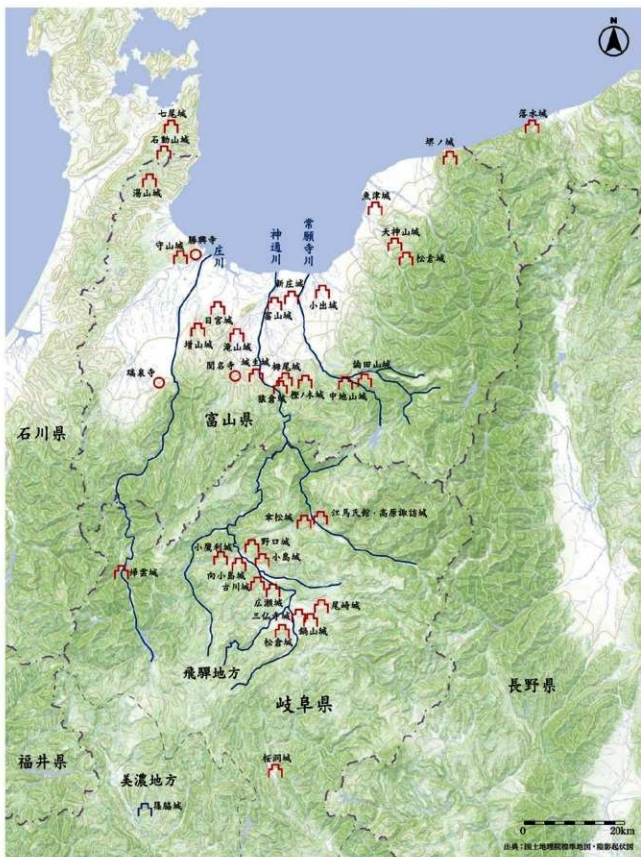


図1. 戦国時代の飛越主要城館等位置図



図2. 飛越国境付近の城館位置図

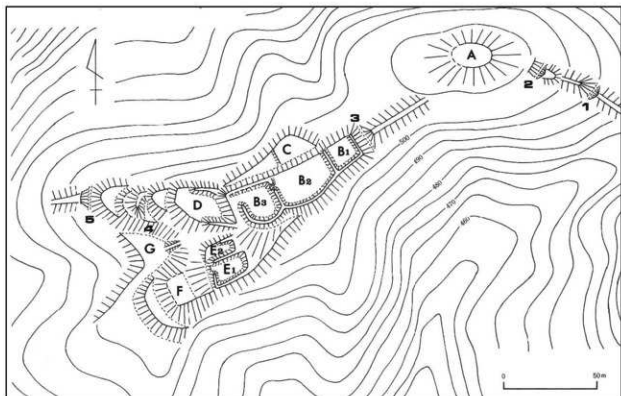


図3. 論田山城跡（小見城跡）縄張り図（高岡1990に加筆）

和暦	西暦	月	日	越中における上杉氏関連の出来事	史料	関係者の動き	史料	関連事項
永祿3	1560	3	本	神保長職と椎名康胤が争う。長尾景虎が椎名に助力のため越中に出馬【第1次】。神保長職は富山城から礪波城に退去し、その後礪波城も攻め落とされる。上杉方が新田郡に制札を下す。		高橋朝信・北条直成制札(上203)。長尾景虎書状(上205)		
永祿5	1562	7		神保長職が再び軍事行動を開始し、対応として上杉輝虎が越中に出馬【第2次】。				永祿4年に上杉政虎→上杉輝虎と改名。
		9	9	椎名勢、神保勢に敗れる。輝虎、越中に出馬【第3次】。	上杉輝虎書状(上326)			
		10		輝虎方、神保勢が籠もる礪波城近辺を放火。神保長職、能登富山義興の仲介で和睦を求め、16日に輝虎は軍をひく。				
永祿7	1564	8				武田勢、飛騨へ侵攻。江高時盛が武田、江高輝盛・三木良綱は上杉方で分裂する。川中であつ武田・上杉が退治する中、飛騨からも武田勢が引き上げ、江高時盛は戻して講和。	【史料3～8】	7月～10月、輝虎、川中島へ出張(第5次川中島の戦い)。
		12	23			江高時盛より上杉輝虎へ管帳提出。	【史料9】	以後、江高時盛の動静不明
永祿9	1566	5	1	神保長職が軍事行動を起こす。越後勢と交戦。	上杉輝虎書状(上517)			
永祿10	1567	9						9月、織田信長が礪波山城を攻め取る。
永祿11	1568	3		輝虎、武田信玄と通じる勢力を討つため越中へ出馬【第4次】。放生津まで進むが、本庄繁長の乱が起こり、対応のため帰国。	越中史料4・651。源井豊隆書状(圖2-1678)			越後で本庄繁長の乱が起こる。
		8	12	椎名康胤が武田方へ転じ、神保長職が上杉方へ転じる。上杉輝虎、武田信玄の計略に備えるよう直江重綱へ指示。	上杉輝虎書状(上615)。織田信長書状(圖2-1678)			12月、武田勢が駿河に侵攻を開始。
永祿12	1569	2				三木氏と上杉氏の書状のやりとり。三國同盟の崩壊や上方の情勢について。	【史料12】等	3月、上杉輝虎と本庄繁長の講和。
		2	期日	上杉輝虎、村上国清を媒介に椎名康胤の和睦を試みるが整わず。三木良綱が再度仲介。	【史料16】	同左	同左	
		8		輝虎、越中へ出馬し、富山城(松倉城)の椎名康胤を攻める【第5次】。新庄城を占領し、富山城下を焼き、同じく敵対していた神保康家・寺嶋勘定が守る池田城を攻める。	上杉輝虎書状(上799)。寺嶋勘定書状(圖2-1765)	9月、神保長職が善徳寺の村中へ制札を出す(江高輝盛説あり→善徳同僚1990)。	神保長職制札(圖2-1701)	6月、上杉氏と北条氏、同盟を結ぶ。
		10		上杉輝虎、神通川を越え西部まで進出。10月27日に帰陣。	上杉輝虎書状(上814)。上杉輝虎書状(上823)			
		11		上杉康政・河田義興、魚津に入る。上杉輝虎の越中分国化が始まる。	河田義興判物(上832・833)。河田義興実行状(上834)			
永祿13/元龜1	1570	8	10	上杉輝虎、村上国清へ飛騨勢に対する構想を指示。三木良綱は原城を明け渡し新庄城へ移らせ、櫻ノ木城にも在番させる(魚津方からは塩原筑前守、馬場才右衛門尉が証人として籠り越す)。上杉の時分、飛騨勢は越前北庄まで籠り出させる。等。	【史料20】	同左	同左	8～9月、上杉輝虎一護信に改名。
		12	13	上杉謙信、翌年の越中出馬の成功を祈願。	上杉謙信願書(上953)			

表1. 関連年表(永祿3～13年)

和暦	西暦	月	日	越中における上杉氏関連の出来事	史料	信濃勢の動き	史料	関連事項		
元龜2	1571		2	上杉謙信、越中へ出兵【第6次】。沼田へ派遣した軍勢を呼び戻す。3月17日に神通川を越え、19日に越後を築城させる。守山・湯山を攻めようとするが、小矢部川増水のため、他の越城10ヶ所を漏として破陣。	上杉謙信書状(上1037)、北条氏政書状(上1040)			12月、越前相賀が破棄される。		
			4	23			長尾景道、上村庄右衛門尉へ書状。塩原秋貞が陣を置き22日に磐前城を普請し始める。越後勢は以前より僅しむ向きあり。	【史料21】		
元龜3	1572		5	椎名康胤、武田信玄に呼应して軍事行動。加賀一向衆が越前。日宮城在城の神保堂広から越後勢に救援要請あり。	神保堂広等四名連署状(上1100)他					
			6	15	越後勢、日宮城救援のため五畿山に入るが、一向一揆勢に敗れる。	山本寺定長書状(上1108)				
			6		日宮城の勢力、右衛門に退去。	直江景綱書状(上1110)				
			8		上杉謙信、越中へ出兵【第7次】。18日に新庄城へ着陣。	杉澤重任書状(重2-1771)	信濃勢に越中への出馬要請あり。二本貞頼、病のため出陣せず。代わりに江馬輝盛が参陣すると上杉方へ連絡。	【史料23】		
			9	17	上杉軍の増援状況を見た一揆勢、日宮方面へ退去。	【史料24】	江馬輝盛、新任の上杉軍に参陣。家臣・相川中守も同様。	【史料24・25】		
			10				江馬輝盛、上杉方に無断で降参。	【史料26】	武田信玄、西上作戦を開始。三方ヶ原の戦いで徳川家康を破る。	
元龜4/天正1	1573		1	上杉謙信、椎名康胤と和睦。なおも形勢する一向一揆衆と争う。	椎名康胤書状(上1136・1137)、上杉謙信書状(上1139)					
			4		上杉謙信、碓氷(第7次終了)。	上杉謙信書状(上1141)	河田長親、千九郎前守に持負部富崎村の買地知行を発行う。	河田長親判物(上1147)	武田信玄、死去。塩原秋貞と江馬輝盛が上杉方へ情報伝達【史料29・29】。	
			8		上杉謙信、一向一揆衆攻めのため越中へ出兵【第8次】。和睦要請を受け、数日で帰国。	上杉謙信書状(上1170)				
天正3	1575		6	越中の寺嶋氏が上杉方に反乱し鎮圧される。	【史料30】	江馬輝盛、直江景綱に書状。長尾の戦いにおける武田軍敗北等の情報を伝える。	同左	6月21日、長尾の戦い。		
			7		謙信、越中へ出兵【第9次】。加賀付近まで攻め寄せる。	上杉謙信書状(上1266)			年末、上杉・武田の問題が exacerbate される。	
天正4	1576		8	謙信、能登平定のために出馬し、手始めに越中を攻める【第10次】。越前・湯山・湯山城を占領。越中平定は完了。	上杉謙信書状(上1307)、七重頼書状(上1308・1309)	上杉勢、越中を攻める際に信濃口2ヶ所の城を取り立てる(二本式氏に対する備えか)。	【史料31】	5月、謙信、一向一揆勢力と和睦。		
			12		上杉謙信、能登へ侵攻し七尾城に攻め寄せる。	上杉謙信書状(上1314)、柳季綱等六名連署起請文(上1315)				
天正5	1577		前7	上杉謙信、魚津に出陣【第11次】。	【史料32】	上杉謙信、江馬家臣・河上定次に書状。江馬輝盛へ信長出陣への警戒を指示。	同左、【史料33】			
			9		上杉謙信、七尾城を攻め落とす。能登の平定は完了。	上杉謙信書状(上1347)			越後勢が加賀に侵攻。9月、上杉軍に敗れる(手取川の戦い)。	
			11	18	上杉謙信、越中・能登の越後参配備を決定。七尾城に修成供養、能登には上条政繁・道佐徳光を入れ、帰国。	上杉謙信書状(上1358)、上杉謙信札札(上1354)				

表2. 関連年表(元龜2～天正5年)

和暦	西暦	月	日	越中における上杉氏関連の出来事	史料	鳥解勢の動き	史料	関連事項
天正6	1578	3		上杉謙信、死去。	上杉謙信肖像 裏書(上 377)			翌年3月まで上杉氏の家督争い(御蔵の乱)。
		4				織田信長、神保長住に越中制圧を命じる。三木自願にも協力を依頼し鳥解理由で越中へ入国。	【史料34】	6月、鳥解の高原で戦いか【史料35】。
		10	4	神保長住支援のため越中に入った斎藤新五郎、河田長親・権名小四郎を破る(月岡野の戦い)。	信長公記			
天正8	1580	9	22	神保長住、佐々成政の助勢を頼り松島城を攻める。	神保長住書状(高2-1969)			
天正9	1581	3	1	上杉景勝、佐々成政不在について越中出馬(4月に帰国)。	武田勝頼書状(上2108)			2月末、京都で織田方の鳥解え、佐々成政不在。
		3		河田長親、病死。	上杉景勝書状(上3113)			
天正10	1582	2	10			上杉家田・黒金景信、鳥解勢は昨年より上方と手切れのため、塩屋秋成父子をはじめ隣国に引き込むよう上江軍統に伝える(天正11年説あり-谷口研語2007)。	【史料38】	
		3		小嶋勘十郎・唐入龍広、神保長住を富山城に押し込める。直後に織田勢が織圧。	信長公記	11日、江馬輝盛、織田信長家臣・矢部善七郎に書状。入賞を出して信長への取成しを依頼。	【史料39】	2月、甲州攻め開始。3月、武田氏滅亡。
		4		越後勢が西進する越中に対し、5月に上杉景勝が出馬するが情勢により帰国。6月3日に魚津城は落城。	上杉景勝書状(上2380)			6月2日、本能寺の变。織田信長死去。
		6		上杉景勝、各地で反転攻勢を開始。越中では9月までに魚津城を奪還。	上杉景勝書状(上1391)、上杉景勝朱印状(上2553)	10月、荒木郡で三木自願と江馬輝盛が合戦(八日町の戦い)。江馬輝盛、病死。	【史料40】	
天正11	1583	2		佐々成政が攻勢。6月までに小出・魚津・甲ノ城を奪取し「一國属平均」と表明する。	佐々成政書状(上2793)			
		4		上杉景勝、勢力を後退し、赤松川に新たな築水城を築城。	上杉景勝書状(上2725)	城主城主・斎藤信利の軍が塩屋勢を費める。塩屋勢、猪谷付近で攻め滅ぼされる(天正11年2月~6月頃か)。	【史料41】	4月、関ヶ原の戦い。同月、北庄において藤田勝家自害。
		7~8		親上杉方であった斎藤信利の原城・城生城が佐々成政の軍に攻められ落城。	佐々成政知行目録(高3-83)			
		10				佐々成政、新築田重家に「鳥解國之魂、御今入魂」と伝える。	佐々成政書状(上2793)	
天正12	1584	10		上杉景勝書状(上2990)	4月、江馬時政、河上高信・高春を奉行として、河上川合に知行を発行する。	【史料41-42】	3月~11月、小牧・長久手の戦い。6月、奥吉に従っていた佐々成政が反乱。加賀前田軍を攻める。12月~、佐々成政、徳川家康に討国のため高松へ赴く(さらさら越え)。	
天正12~13	1584~1585				佐々成政の軍が高原郷を攻める。江馬氏は「高原の城」を明け渡し、「鉏磨堂」に籠る。	【史料43】	成政の高原攻め~天正12.10~天正13.7の期間か	
天正13	1585	8		宗原秀吉、越中へ出馬。上杉景勝も越中境まで出馬。佐々成政、降伏。	上杉景勝書状(上3050)			
		8				秀吉の命で金森長近が鳥解に侵攻。三木自願は戦死し、自願は京都に監禁。復讐にあたって、「高原江馬知行分」に金森長近が署名を下す。	宗原秀吉書状(上3053)、【史料44】	

※史料について「上」は「上杉書状 別巻 上杉氏文書集」、「高2」~「高3」は「富山県史(史料編り中世)・(史料編り近世上)」の文書番号を指す。
 ※上杉謙信北陸出馬の次巻「第1次」等の数字は、秋田大補2017「能越 越中からみた上杉謙信」「富山県立博物館特別展 謙信 越中出馬」を参照した。

表3. 関連年表(天正6~13年)

関連史料

【引用刊行物】

- ①岐阜県 1969『岐阜県史』(史料編古代・中世一)
- ②同 1972『岐阜県史』(古代・中世二)
- ③同 1973『岐阜県史』(史料編古代・中世四)
- ④同 1999『岐阜県史』(史料編古代・中世補遺)
- ⑤神岡町 1972『神岡町史』(史料編上巻)
- ⑥丹生川村 1997『丹生川村史』(資料編一)
- ⑦竹井英文 2017『《史料紹介》石川県立図書館蔵「山崎家土軍功書」』『東北学院大学東北文化研究所紀要』49号)
- ⑧高橋義彦 1928『越佐史料』(巻四)

【史料1】「河上久能書状」⑤ (歴代古案)

追而令啓候、馬之儀御懇被仰越候、雖散々候二三匹所持候、先度懸御目候、馬御所望候者可承候、如仰先度者於寺泊申承候、本望存候、仍貴殿様御領中雜務義、御懇被仰越候畏入存候、御近付義候条、每篇可蒙御扶助義候間、不限之奉公申上度由被存候刻 (下略)

五月廿五日 河上縫殿助
久能 (花押)

庄田内匠助 殿御報

【史料2】「武田信玄書状写」④ (修驗脇田大成院文書 (飛州志所載))

別而入魂之間、雖少地候、□木口百貫之所進之候、猶依忠節、一途之所可渡置候、其國之儀、馳走可爲祝着候、恐々謹言、

永祿貳年十月十二日 (花押)

麻生野右衛門大夫殿

【史料3】「武田信玄書状」④ (千村文書)

去年義昌御越候、爲返禮信玄父子參候、不然者、愚息四郎可差越候旨存候之處、打續關東在陣、更不得寸暇、因茲、至于今日遲々定慮外不淺次第候、餘無沙汰無際限候間、先以工藤七郎左衛門尉申候、可然様馳走可爲本望候、何様世上無為之時節、

洗馬邊迄信玄參可申述候、次飛州之模様可有彼

口上候、恐々謹言、

六月九日 (花押)

千村右衛門尉殿

山村三郎左衛門尉殿

【史料4】「武田信玄制札」⑥ (信濃史料)

六月九日 (朱印) 高札

甲・信兩國之軍勢、於飛州不可乱妨狼藉、若背此制止者、可行嚴科者也、仍仍件

永祿七年甲子六月十五日

【史料5】「武田信玄書状写」④ (諏訪文書)

向飛州出勢、然者此時得勝利、諸卒歸府安泰候様、參籠于神前、武運長久之祈念、可被凝精誠事肝要候、恐々謹言、

七月十九日 信玄

上諏訪

大祝殿

【史料6】「武田信玄感状」③ (山村文書)

今度自飛州被納入衆候御、敵墓候處、被挑戰、頭檜田次郎左衛門尉被討捕条、定戦功感入存候、猶甘利左衛門尉可申上候、恐々謹言、

八月七日 信玄 (花押)

山村三郎九郎殿

【史料7】「上杉輝虎書状」③ (窪田条次郎氏所藏文書)

切書披見祝着候、今度時盛再亂、無是非次第候、然不違先忠、輝盛相談有而、越中境被取除之儀、誠忠功不淺候、因茲高原へ調議之義、姉小路良頼与輝盛同意二預届候間、則越中衆申付爲及手合

候キ、其上も無心元間、信州河中嶋へ出馬及六十日、立旗甲州相押候故、時盛惘望之間、和睦之由、先以可然候、向後彌輝盛可被加意見事、簡要至

〔(主)〕
十月廿日 輝虎 (花押)

〔(署名)〕
河上式部丞殿

【史料8】「河田長親書状」④ (河上氏所藏文書(飛州志所載))

翰札披見、祝著之至候、仍而今度時盛重而被為背
國方、晴信御一味、被企再亂儀、無是非次第二
候、然二其方被慮先筋日、輝盛御内談、至越中境
被取控儀、寄特千萬之由候、因茲高原之地江
良頼・輝盛就可有御調儀、当方江被仰居間、則越
中衆江申付、尚以、無御心元由二而、信州江出馬、
至于河中島、七月以往及六十日立旗、甲州被相押
故、時盛御惘望、證人被相渡御一和、輝盛御本意
之儀、可然候、彌以、向後不相替御意見專一二候、
其巨細披露御直札間、不具候、恐>謹言、

〔(主)〕
十月廿日 河田長親 (花押影)

〔(署名)〕
河上中務丞殿

【史料9】「江馬時盛書状」④ (歷代古案)

貴札拜見本望至極候、如仰去秋以誓詞申入候處、
唯今預御使者、殊黑毛馬被懸御意候、畏悅之至候、
隨而條>蒙仰之旨非別心候條、任承旨以血判申
候、向後別而御入魂可為満足候、猶草間出羽守歸
路之刻、可申上候條不能具候、恐惶謹言、

〔(主)〕
十二月廿三日 時盛(花押影)

山内殿

人々御中貴報

【史料10】「武田信玄判物」① (江馬匡氏所藏文書)

江馬輝盛殿具足就所望、三井市藏被差遣、馬荷物
五駄・人荷十人、山通道可為勘通候、如件、

永祿八年丑五月 信玄(花押)

諸閣中

【史料11】「河上綱通過書」③ (河上文書)

高原弁屋牛老ッ役錢其外、以寛なく可通候、仍
如件

永祿八年

六月十日 綱 (花押)

吉野

魚谷

篠津

【史料12】「上杉輝虎書状」④ (渡辺謙一郎氏所藏文書)

〔(前々へ書)〕「上杉謙信公書續 鹽屋筑前守」

久無音之條、良頼江啓札候、其表珍儀も候歟、無
心元候、当口之儀、逆徒成敗落居不可有程之間
可心安候、然者駿・甲・相鉾桶之由申唱候、為如
何子細候哉、定而其口可相聞得候、委回章可為喜
悅候、猶掃府之上、万疎可申届候、取成任入候、
恐>謹言、

〔(主)〕
二月十日 輝虎 (花押)

〔(署名)〕
鹽屋筑前守殿

【史料13】「村上国清書状」④ (上田伯教氏所藏文書(飛州志所載))

其以來、遙々無音之由候而、自輝虎、以飛脚被申
入候、其國何條子細共候哉、承度候、以前如申入
候、四郎殿江難可及御音信候、連々貴所以御取
成、重而可被啓候、懇別老父事、貴國之取次を被
申候キ、於拙夫も、毛頭不相替、可令馳走心底候、

如斯之儀、可然様御取成任入候、當國相應之儀、
無御隔心承、尤不可有無沙汰候、猶若林可申越
候間、令略筆候、恐々謹言、

(本館七~十二巻)
二月十日 村上国清 (花押)
(署名)
河上式部少輔殿 参

【史料 14】「上杉輝虎書状写」④ (諸日記抜萃)

(原)
今度從輝威書中并為祝儀大刀一腰、鉄砲一挺越
給候、目出祝着候、自今以後、深可有入魂之由、
喜悅之至、每篇其方馳走専一候、何様自是可申遣
候、將又於其許、当方忠信稼之由候之間、家中衆
へ初早一輪候、其心得尤候、恐々謹言、

(本館七~十二巻) (上杉)
十月四日 輝虎 御書判
(署名)
河上式部少輔殿

【史料 15】「上杉輝虎書状写」④ (松雲公採集遺編類纂)

雖未及書通候、其元当方馳走之由候間、一筆啓候、
弥輝盛入魂候様ニ諷諫可為祝著候、猶河上式部
可有演説候、恐々謹言、

(本館七~十二巻) (上杉)
十月十四日 輝虎 (花押影)
(署名)
河上左衛門尉殿

【史料 16】「三木良頼書状」④ (吉川氏所藏文書)

(原) (村上義清)
追而越中金山之義、去年村兵 以媒介、過半無事
相調由候処、三ヶ條之以出入無御同心由候、其筋
若 采 相尋、令存知候、双方御存分更為深立非意
越候歟、先度以飛脚如申、金山江無事之段申遣候
キ、良頼可任異見由候間、存分申含、若采下国候、
此御返事具承可申究候、恐々謹言、

(本館十二巻) (三木)
二月晦日 良頼 (花押)
(署名)
直江大和守殿

【史料 17】「上杉輝虎書状」④ (藤井忠太郎氏所藏文書)

(江馬)
以前、以若林采女允、輝盛江申届候處、雖不初儀
候、其方取成故、彌入魂之旨喜悅候、向後之儀も
無二可申談心中ニ候、畢竟取成任入候、猶村上
源五方可有演説候、恐々謹言、

追而織田信長江為音信使僧差遣候、路次中無
相違様馳走頼入候、以上

(本館十一~十二巻) (上杉)
七月二日 輝虎 (花押)
(署名)
河上伊豆守殿
(署名)
同中務小輔殿

【史料 18】「上杉輝虎書状」④ (岡田紅陽氏所藏文書)

追而、織田信長ニ為音信、使僧差遣候、路次中無相
違様馳走頼入候、以上、

(江馬)
以前、以若林采女允、輝盛江申届候處、雖不初儀
候、其方取成故、彌入魂之旨喜悅候、向後之儀も、
無二可申談心中ニ候、畢竟取成任入候、猶村上
源五方可有演説候、恐々謹言、

(本館十一~十二巻) (上杉)
七月二日 輝虎(花押)
(署名)
河上伊豆守殿
(署名)
同中務少輔殿

【史料 19】「村上義清書状」① (古守家所藏文書)

重而濃州就所用所、若林采女差越候、路次中已下之
[] 悉皆頼入迄ニ候、隋而ハ、從御正印輝虎へ不
仰入候、[] 然者、御造作などは御無用に候、
御書中計御[]ハ、此方にて用意可申候、委者
若林可申候之條、不能具候、恐々謹言

(本館十二巻) (署名)
七月十七日 村上
義清 (花押)

(署名)
河上式部丞殿 参

【史料 20】「上杉輝虎書狀」④（賜蘆文庫文書）

〔村原の六書〕「村上源五殿御留書 輝虎」

追啓、永へ順国御辛身察入候、此兩種令進覽候、
万般憑入存候、近日帰府之刻可申承候、景虎・景
勝無異議候之條、可御心安候、貴殿留守之儀氣遣
有間敷候、折へ喜平次申付候而、万般用心等嚴敷
家頼之もの共ニ申付候、御其元様子無心許候ニ
付、河田豊前差遣候、先日被申越良頼事、弥無違
乱居城を明渡、新庄可相移之旨、可被相達候、
良頼為証人、鹽屋筑前守・馬場才右衛門尉、其迄
無別心之通、罰文調指越候、於左候者、為替之地
五ヶ所出置、急與可引渡候之事

一、明春有無上洛之心入候條、於越中表貴殿見分
次第、出城等可被相計候、

一、榎木出城之儀、良頼為軍役可相守之旨、可被
申合候、越中過半可属謙信之方、以罰文申越候
間、猶以東郡江被出張、様子被見届、二著ヶ間
敷者共於有之者、即時可被追出、雖然者家頼之
者共并妻子等証人於相渡者、可任其意候、

一、越前表之様子、上洛之節、路次筋明細見分尤
ニ候、尤義景別心有間敷、貴殿迄も先年より預
示候、雖然、能#可取繕事肝要候、

一、飛騨国之様子、其方家頼若林采女丞差遣、国
之様子令見分、上洛之時分越前北庄迄、可罷出
旨、急與可被申遣候、飛騨国者山国候間、軍役
等拾分一二支度、内#意得候之様ニ、可被申合
候、

一、公方江差上候馬之事、貴殿見分次第可被相調
候、

一、賀州・能州見分次第、国法悉敷儀候者、先規
相捨、新法貴殿可被立、委曲者河田豊前守申渡
候事、

一、^{〔附一〕}以此次を以、佐州見分位置等、可被申付候、

猶期帰府之時候、恐へ謹言、

八月十日 輝虎（花押）

村上源五殿御留書

【史料 21】「長尾景直書狀写」④（歴代古案）

態以脚力申達候、仍而一昨 今夜鹽屋筑前守下
山へ罷退、則昨夜中猿倉之地へ取登、飛州之者共
引出、普請半候、從兼日世間申廻義も御座候條、
鹽筑貴府へ可被召下之由、何茂へ申入候へ共、拙
者式申事御本ニ不被成候間、無是非存候、千言万
句増山当城不運眼前ニ候、只今之分者大切ニ存
候、此旨可預傾心得候、恐へ謹言、

卯月廿三日 景直

上村庄右衛門尉殿

【史料 22】「上杉謙信書狀」④（河上氏所藏文書（飛
州志所載））

追而白布三端遣之候、以上

就越中之郡靜謐歸馬、從輝盛為音信、中務丞被差
越候、入魂之至喜悅候、自今以後彌可申談心中無
他事間、尚以可然様、其方取成相極候、抑へ為音
信、笋干到來祝著候、猶中務丞可有口裏候、恐へ
謹言、

六月十三日 謙信（花押）

河上伊豆守殿

【史料 23】「三木良頼書狀」④（小島明二氏所藏文
書）

尚へ、被相尋本望候、委細兵衛佐可申候、

越中之儀付而、懇示給本望候、賀州衆出勢之儀候
條、良頼事、自身可相働雖覺悟候、此中相返、散へ
式候而、不任心中、人數之儀申付候、輝盛出馬之

事候條、今之分候者不可有指儀候、於時宜者可心

易候、恐^レ謹言、

(元龜二年)
八月廿日

(二和)
良輔(黒印)

(宛所親殿)

【史料24】「上杉謙信書状」④(上杉文書)

重而申遣候、夕部自敵落來者申分者、當月中ニ大

手口^(謀計)へ信玄可打出候、物裏を可見由申候、何方

ニ而も奉公同事候、爲如何も、頸城・春日山凶事

出來候者、勞功有間敷候、早^(調度)ニ春日山へ移、直江

談合候而、用心簡要候、一人も爰元ヨリ返候者

共、在郷江返間敷候、身之事者、爰元見合可歸城

候、一足も身之出候得者、爰許敗軍之様ニ見え申

候、淺間數體候、身之背下知、一人も爰元へ越候

者、口惜候、其元之用心、千言萬句候、山吉者も

難而可返候、昨晚江馬方被打着候、爲此迎源

五方被越候へ者、自敵陣可乗切様ニ見へ候つる間、

出備候得者、あなたヨリ此方之武見之衆へ押懸

候、豊前守者共助合、敵十餘討捕、富山へ押籠候、

其時惣備敵出候つる、身之事者、見知不申候、

吉益・五十嵐申分者、三千不足之由申候、又身

之見量ニハ、四千内外之由見切候、兎角ニ四萬・

三萬與申つる趣、不審ニ候、跡之陣ニ者、小旗も

人數も一切無之候つる、昨日自未明、小旗を卷、

火宮筋^(調度)へ無際限敵歸候、是ハ越前衆敗軍共申候、

又増山衆拂陣共申候、又能州當方江連^(調度)・被申候

つるが、加様之義ニ付而共申候、其故敵之人數無

衆ニも候歟、不審ニ候、萬古重而謹言、

(元龜二年)

九月十八日

謙信(花押)

(書字)

山吉孫次郎殿

(書字)

河田対馬守殿

(書字)

北條下總守殿

(書字)

專柳齋

(書字、上杉書體)

長尾喜平次殿

追而、爰元者可心安候、見詰候間、留守中さへ來月

十日比迄無事ニ候者、本意者疑有間敷候、以上、

又申候、此方之人數ヨリはつくん無少候、以上、又

申候、其元火急之義候ハ、當陣へ増人數可越候、

其人數先留置、其元之用所ニ可立候、又無事ニ候者、

此方へ可越候、彌知^(調度)へハ黒瀧衆差越候、不動山へ者

庄田越中守越候間、本庄清七郎をば春日山へ可召寄

候、開發も同前ニ可召寄候、以上、

【史料25】「上杉謙信書状写」④(住氏所藏文書)

当表江出馬ニ付而、爲祝儀太刀一腰到來祝着

候、猶此表之様子河田豊前守可申越候、恐々謹

言、

(元龜二年)

九月十八日 謙信(花押影)

和仁備中守殿

【史料26】「上杉謙信書状」⑤(佐藤家文書)

内々自是可申遣處、從輝盛預音信大慶候、隨而

輝盛輝盛國爲知候は、外見に候間送をも可申付

処、不時^(調度)ニ歸路候、於世間悪様に可申唱事、笑

止々々、乍去於愚老不懸候間、如最前入魂相

違有間敷候、爰をば可然様に取成可爲大慶候、

猶輝盛江申候間不能重意候、恐々謹言

(元龜二年)

十月十四日

謙信(花押)

(書字)
河上河内殿

【史料27】「上杉謙信書状写」③(歴代古案)

(略)

一、從所々申來分者、賀州凶徒可敗北由申來候、

左様ニも候歟、初推名何も敵鉢候者共、雖願望

候とても、見詰候間、此度擊取、向後迄此口爲

可心易、何を申候、如何様ニ只今、除間敷候条、可心易候、乍夜中敗北候者、無了簡候、

一、織田方・徳川方使者飛脚置詰、行談合候間、是亦可心易候、濃州へ者、自当陣五日路二候、
參州へ者七日路二候、程近申候、

一、為披見三木良頼書中・家康書中差越候、良頼書中之内、自綱相動候今ハ、良頼病氣ニ而、不期今明日候間、息自綱当陣へ越由候事候、万吉帰陣之節可申候、謹言、

追而申候、信長・朝倉義景対陣、向義景要害多取立、陣中堅固ニ申付、息壽妙丸為差向、信長ハ濃州へ帰陣ニ而、家康令談合、如何共駿州へ打籠、此度可果由候、兎角ニ信玄はちの才に手をさし、無用之事仕出候間、信玄折角可申候、家康・良頼書中被見之上、飛脚へ可越候、飛脚勞候者、彼飛脚ヲハ吾分所へ留、身の直書・良頼・家康之書中、吾分飛脚に為持、弥五郎所へ指越、返事を取、彼飛脚ヲ可返候、其地所々之寄合普請用心弓断有間敷候、以上、

十月十八日 謙信

河田伯耆守殿

【史料 28】「江馬輝盛書状」③（上杉文書）

〔包紙ウハ書〕「河田豊前守殿 江馬よりノ状 輝盛」

〔包紙ウハ書〕「河田豊前守殿 江馬」

頃者疎遠之条、令啓候、仍先度爲返禮、謙信・信長江被仰合、子細ニ付松倉迄御納馬之由候、其後無御左右候、新地兩城共、堅固之御仕置申由、示給候条、伏然候、中務方へ懇ニ承候趣、令存知候、愚拙之儀、聊非疎略候、可御心易候、西表模様可示給候、尙中務可申候、恐ノ謹言、

卯月廿五日 輝盛(花押)

河田豊前守殿 御宿所

【史料 29】「河上富信書状」③（上杉文書）

〔包紙ウハ書〕「河田豊前守へ 河上中務丞よりノ状」

〔封ウハ書〕「河田殿 河上中務丞」

態令啓上候、仍此間者不申展候、御床敷奉存知候、隨而先度者、御屋形様松倉迄被納御馬之旨、示預候、信長与被仰合子細御座候旨、御尤候、新地兩城共、御堅固ニ相調候条、乍恐御心安存置候、變而拙者雖可罷下候、諸事用所等付遅候、敵方備指儀定有間敷存知候、併無御弓断可被仰付事專一候、一 上方之義、信長御上洛ニ付、公方様被去御座候而、被成御想望、二才之御曹子様人質ニ信長へ有御渡、御無事之由、然共、御館石垣以下被直候、京中一變ニ候而、若君様有御供奉、江州樟山迄御納馬候處、都ニ被殘置候信長臣下來、公方様へ有被申事、再亂由而、又自樟山御上洛と承候、如何与相果可申候哉、海道説之分申入候、一 信玄之儀、甲州へ御納馬候、然間、御垣由候、又被成死候共申成候、如何、不審存知候、一 濃州・尾州之儀、甲州入与有陣觸由申候、此段候者、信玄御越度も實説かと存知候、右此条ノ、御屋形様へ雖可申上候、悲議不實存知候付、無其儀候、事實ニ承候者、可申入候、定而其方へも、種ノ雖可被聞召候、海道説之分申入候、替子細候者、追而可申上候、恐惶謹言、

河上中務丞

卯月廿五日 富信(花押)

河田殿

まいる 人ノ御中

【史料 30】「江馬輝盛書状」③（上杉文書）

猶ノ、折ノ可申儀、因無差儀、乍存疎意候、意外候、有御心得、御取會頼入候、

當年未申通、疎違背本意条、貴殿江捧書狀候、雖而雖可令啓候、越中表へ可有御出馬之旨承、矯遲候、併無沙汰之至候、可然御取成任入候、就中、關左平均之由、弥重候、越中寺嶋雖逆心候、早へ被平靜、満足候、次上方信長、勝頼、於三州、(長藤の巻い)去月廿一日一戰、甲衆失利敗北候、於時宜、從信長注進之条、不能詳候、仍雖微之候、苦茗一箱進入候、表一儀候、尚使僧可申候、恐へ謹言、

(天正三年) 六月廿八日 輝盛(花押)

(京師) 直江大和守殿

御宿所

【史料 31】「上杉謙信書狀案」④ (上杉文書)

自關東掃陣ニ付而、飛脚到来、喜悅候、関左無事之由、簡要候、珍義も候者、註進尤候、其口入留之義、皆々談合候て、堅相留簡心候、吾分ハ案内者ニ候間、畢竟任置候、扱又爰元備存分ニ儘ニ(關原・堀山)候、梅尾・増山落居、飛州口ニ地利ニヶ所取立、仕置堅固ニ成之、明日西表へ進馬候、湯山も今明之内ニ可落居候間、可心安候、万吉重而謹言、

(天正四年) 九月八日 謙信(花押影)

(京師) 栗林次郎左衛門尉殿

【史料 32】「上杉謙信書狀写」④ (松雲公採集遺編類纂)

應用一翰候、仍向能州爲調儀當地へ、不日魚津出馬候、然處信長出張之由申通候、今累年之望此節に候間、無二可付實否由令覺悟候、年來申合首尾此時候、其口出様ケ間敷候、去去年如約一際、(江馬)輝盛馳走候様調法任入候、諸口於擬者可心安候、猶節へ様子儀、委可被申越候、日出重而恐へ謹言、

(天正五年) 閏七月八日 謙信(花押影)

(江馬) 河上強内殿

【史料 33】「河上定次書狀写」④ (歴代古案)

御書畏而致拜見候、抑、能州爲御調儀、被出御馬旨、輝盛へ一札則御報被申候、此剋能州可應御下知與珍重奉存候、次上表之事仰候、賀州筋へ可有行様ニ申成候、如何與存知置候處、去五日ニ信長京上之旨儘承候、然上者指義御坐有間敷候、輝盛儀如前へ聊不被存疎意候間、不替御芳意可系候、上方珍診候ニ付而者、可申上候趣、可預御披露候、恐へ謹言、

(天正三年) 閏五月十六日

(京師) 河田殿

(河上強内) 定次

【史料 34】『信長公記』卷十一 (岡山大学付属図書館古文獻ギャラリー)

(天正六年) 戊寅四月七日、(神保長作)越中神保殿、二条御新造へ被召寄、此頃、御対面無御座子細、(武井夕庵)二位法印・(後々長藤)佐々權左衛門を以て被仰出、黄金百枚并志々良百端被奉、(三木自綱)輝虎、被相果付て、飛騨国可へ被仰出、佐々權左衛門相添、越中へ入国、

【史料 35】「三木自綱感状写」① (舟坂文書)

去月廿八日於高原合戦之時、頭一討捕之、忠節神妙、弥可抽軍功也、謹言

(天正六年) 七月三日 謙信(花押影)

舟坂弥次右衛門とのへ

【史料 36】「江馬輝盛折紙」③ (河上文書)

向以於末代、少も違亂有間敷候、以上、(徳)商人方之義、諸事上下宿に付ても、其方覺語ニ相任候條、法度之義、意得可申付者也、仍如件、

天正六

(江馬) 十月廿七日 輝盛(花押)

河上用介とのへ

【史料 37】「富秋外四名連署状」③（河上文書）

向以於末代ニ、少も相應^(38*)有間敷候、以上、
商人方之義、諸事上下宿に付ても、其方覺語次⁽³⁹⁾
第、何様之仕置候共、少も違亂有間敷候、為其墨
付、仍如件、

天正六

十月廿八 富房（花押）
富次（花押）
富胤（花押）
直久（花押）
富秋（花押）

河上用介殿

【史料 38】「黒金景信書状」③（上杉文書）

先月河上江從当地被差遣飛脚罷歸候、為始瑞泉
寺何も被及御請候、仍飛州之儀、上邊江旧冬以來
手切令必定候、就其飛州江早速御書被差遣、可然
之由、相州被御申上候、又鹽屋筑前守父子所へ
も、被成御越候様、御尤奉存候、將亦、城尾之齋
藤次郎右衛門尉、第五郎次郎、去秋以來御忠節、
可申上之由候、此度も申越分者、兄ニ御座候、次
郎右衛門尉同前に御忠信申度存候、雖然、二郎右
衛門尉其儀不存寄候ハ、我忝身ニ而も可申上
覺語⁽⁴⁰⁾之由、申越候、彼者共所へも、御書被下様
に、御簡要ニ候、委細者、自相州可被御申上候、
恐、謹言、

尚、飛州衆何へも、早、御書被差遣候様にと、相
州被御申上候、又西表之御味方中、何も当春之御出
馬奉待之由、被申越候、以上、

二月十日 黒兵
景信（花押）

直与
御宿所

【史料 39】「江馬輝盛書状写」③（左古氏所藏文書（飛州志所載））

今度者小姓之儀ニ付、以飛脚申入候節、無用之由
承候、任其意候、至今信州出陣之由承候條、罷出
候、殊被出御馬旨、於其段者、於信州御禮可申上
候、彌御取成奉頼候、恐惶謹言、

三月十一日 輝盛（花押影）

矢部善七郎殿
參御宿所

【史料 40】「大般若波羅蜜多經奥書」②（寿楽寺藏）

天正十年壬午十月廿六日丑刻ニ、江馬方
小島城下取詰處ニ、取合ニ付而、不及戰荒木地へ
引退、然處翌日午刻ニ訖、三ヶ所之人數押寄、
申時ニ及合戦、酉刻ニ輝盛討死、其外一家衆數
多戦亡、則廿八日卯刻ニ高原へ時光打入、諏訪城
無相違則之、其節此經并大鐘負來之、宮谷寺置之、
何法寶如此哉、（後略）

【史料 41】「江馬時政折紙」③（河上文書）

其方河上同名ニつみて、中山彌四郎分いたしお
き候、并重而荒木於下切、壹貫貳百文出置候、以
此筋目、殿村上切ニ可致不足候、委細ハ河上千九
可申候、仍如件、

天正十貳年

卯月十四日 時政（花押）

【史料 42】「河上富春・同富信連署状」③（河上文書）

時政様へけいやくにつき、中山彌四郎分少時
いたし候、并重而荒木於下切、壹貫貳百文被進候、
以此筋目、時政様へ御奉公肝要候、殊我等同名之
儀候間、聊如在有間敷候、如件、

天正十貳年 ⁽¹³⁾ 河 中
卯月十四日 富信 (花押)
河上織部丞
富春 (花押)
河上用介殿 まいる

【史料 43】「山崎家土武功書」⑦ (石川県立図書館蔵)

(略)

野上甚左衛門申上分

一、私生国越中、先主斎藤二郎右衛門城尾ニ有候時、飛騨越中ノ堺猪ノ谷と申所へ敵しほやと

申仁大将仕罷出有候時、二郎右衛門はせむかい合戦仕候時、一番鑓を合申、則しほや責ほろほし申、其時之仕合、彼所の者共并斎藤喜左衛門と申もの、于今越中ニ有之、能存申候御事、

一、其後佐々内藏助殿と取相之時、主ノ二郎右衛門居城城尾の近所ニ、従内藏助殿付城を持有之時、佐々与左衛門つゝら原と申所迄取出有之所へ立むかい、敵軽田と申者ニ渡しあい、一番鑓をあはせ申候、則手負申処、味方井出弥二右衛門と申もの助鑓ヲ入、私ヲたすけ申、此時之仕合、若松新藏・山下与兵衛と申者、于今越中ニ有之、能々存候御事、

一、其後七月十三日ニ、内藏助殿、城尾の城へ取懸られ候時、私主二郎右衛門かたより私を始西野茂出助・鑓中村と申者以上三人取出申内、其時も私一番鑓合申、二番鑓鑓中村、三番鑓茂出助にて御座候、茂出八則其場にて討死仕候、其時数刻のたゞかいの間ニ、私さし物拾巻ヶ所鉄砲二うたれ申、十二番めの鉄砲ニ我等のさし物うけ筒より打おとされ、敵のかたへさし物とひ申、其時私さし物のもん八十文字にて御座候ヲ、

敵是をみ申、かつ二乗、十文字のさし物ぬし打ちおし申由、一同二鏡詞を懸申候、其時私走出うちおとされ候さし物取あげ、又請筒へさしなをし、野上甚五左衛門と申者之手ヲハ少も不自由名乗かけ、漸々申ノ刻ニ罷成ニ付て、相退ニ仕候御事、

一、其後、寺崎入道城尾へ取懸焼働など仕有之処、城内の人数罷出、鉄砲のほしなど仕候内、無程寺崎人数引退申時、斎藤藤八郎・私・小竹三右衛門と申者両三人、敵ノ退口の跡をしたい罷出、黒瀬谷牛かくひと申所にて敵市上六右衛門・戸崎且右衛門・糸らの小八郎、両三人の退口へ私・藤八郎兩人したい、時谷そこにて鑓ヲ合申、其時藤八郎いた手負申、其内味方の勢もつゝき申候付て、彼藤八郎ヲ引たて退申候へ共、いた手ニ付て足本はか取不申所へ、味方ニ近藤理右衛門・中山七兵衛・藤井隼人、両三人はせむかい申、三人はニひかく候間、丈夫ニ手負ヲのけ申処ニと申ニ付て、右三人へ能々理申、手負無異議退ケ申御事、

一、其後、国内内藏助殿悉御手ニ入申時、私主ノ二郎右衛門ニ能登越中の堺中山と申所の城ヲ御預ケ被成候、其時内藏助殿被仰候ハ、野上甚五左衛門義、二郎右衛門ニ有之も、御扶助同前ニ候へ共、自今以後ハ内藏助殿御手まハリニ可被召置候、則二郎右衛門かたへも其通被仰置候間、罷出候やうにニと我等かたへ被仰下候、自然私異議申ニおみてハ、我等親并妻子御とらへ候て御せいはい可被成候由被仰出ニ付て、二郎右衛門、此上之義は無是非事候間、内藏助殿へ私ヲ進上申、其方内藏助殿へ被召出、津田与兵衛と申仁ニ被指添、小津ノ城へ被遣候、其時は

堺ノ城越後より持候て有之ニ付て、夜込ニ押懸
一番首ヲ討取申候御事、

一、其後堺ノ城内藏助殿かた方持候て有之時、越
後(原水城)おつる水の城主秋山と申仁、さかいへ夜こ
ミニ押懸申時、さかい町口におみて両三度之合戦
之時、大将の秋山ヲ馬上より落シ申候、然共
味方負軍ニ付て悉ク城ヲ明、或は狭間をくゞり
かけおち申候へ共、私兄弟三人・今井伝五と申
者・上松大膳主従四人、以上八人ハ堺上ロノ木
戸ヲ開しつゝと罷退申候、右之せうこ、長谷
川宗左衛門・藤巻三右衛門と申者、于今さかい
ニ有之、能々存申候御事、

一、其後、飛州之住人、江馬と申仁、おなじ国高
原の城ヲ持候て有之を、内藏助かたより彼城へ
取懸申候処、江馬右之居城を明、岩屋堂と申所
へ引籠有之をせめのほり、私一番鑓を合申候、
則つき崩申候、此時のせうこ、内藏助鉄砲大将
脇本荒介と申仁能存申候、此荒介ハ今程浅野紀
伊守殿ニ罷有申候御事ニ御さ候、私青山佐渡守
殿。同豊後殿代まで罷有、其後長門所へ罷出、
十一ヶ年罷有候御事、

一、私年罷寄申ニ付而、丈夫なるせかれもち申候
間、長門被召遣候様ニとことハリ申きかセ候へ
ハ、重而召出し可申之由被申候へとも、不慮ニ
わつらい出し相果被申候御事、

一、百五拾石 年七十五 野上甚五左衛門(花押)

（略）

【史料 44】「金森長近禁制」③（金森文書）

禁制 高原江馬知行分

一、亂妨狼籍事

一、放火之事

一、对百姓申懸非分之族事

右条ノ堅令停止訖、若違犯之輩於有之者、速可加
成敗者也、

天正十三年 壬 八月日 長 近 (花押)

【史料 45】「河上富信書状」⑧（川邊氏日記）

重而御状之由、并御使者口上之通、具ニ承届候、
右河田豊前守御奏者被申手前知行分、被馳走申
候、筋目之様ニ於御馳走者、可為本望候、委曲御
使者へ如申渡候、彼旨御肝煎被成候者、御旗本
罷時、河 豊 折口姿たるへく候、恐々謹言、

猶子細之段、以一書申入候間、御同意可為本望候、

六月十四日 富信 (花押)

唐式太

御御報